

第6次山口県 男女共同参画基本計画

計画策定の趣旨

県では、平成12(2000)年に施行した「山口県男女共同参画推進条例」及び平成14(2002)年3月に策定した「山口県男女共同参画基本計画」(平成19年、平成23年、平成28年、令和3年改定)に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた幅広い分野にわたる施策の推進に、県民、市町、関係機関・団体、事業者と連携して取り組んでいます。

近年の社会情勢の変化や国の動向に対応し、「やまぐち未来維新プラン」を踏まえ、男女共同参画関連施策を総合的、計画的に推進するため、「第6次山口県男女共同参画基本計画」を策定しました。

計画の位置づけ

- 「男女共同参画社会基本法」及び「山口県男女共同参画推進条例」に基づく都道府県基本計画
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)に基づく都道府県推進計画(基本目標Ⅰ及びⅡとⅢの一部)
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づく都道府県基本計画(基本目標Ⅲの一部)
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援新法)に基づく都道府県基本計画(基本目標Ⅲの一部)

計画期間

令和8(2026)年度から令和12(2031)年度まで

計画の推進体制

- 推進体制の整備・機能強化
 - ・県男女共同参画推進連携会議等と連携を図り、取組を推進
- 男女共同参画の計画的な推進
 - ・計画の進捗状況の点検・管理と白書等での公表
- 国、市町、事業者、関係団体等との連携強化・協働
 - ・連携した施策の実施や主体的・自主的な取組を支援
- 拠点機能の強化
 - ・男女共同参画センターの設置や各関係機関等との連携強化、各地域のネットワーク形成支援



主な目標指標

基本目標Ⅰ 男女が共に活躍できる社会づくり

項目	現状値 (年度)	目標値 (年度)
25歳から44歳までの働く女性の割合	80.8% (R4)	86.0% (R12)
育児休業取得率 (男性)	31.0% (R4)	85.0% (R12)
事業所の課長相当職に占める女性の割合	14.5% (R5)	20% (R11)
「やまぐち女性の活躍推進事業者」登録事業者数	318 事業者 (R6)	520 事業者 (R11)
自治会長に占める女性の割合	11.3% (R7)	15% (R12)
やまぐち農林漁業ステキ女子数	77 人 (R6)	140 人 (R12)

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会に向けた意識改革と行動変革

項目	現状値 (年度)	目標値 (年度)	
男女の地位の平等感 (平等と感じる人の割合)	社会全体として	18.0% (R6)	増加させる (R11)
	学校教育の場で	57.0% (R6)	増加させる (R11)
固定的な性別役割分担意識の改革 (「男は仕事、女は家庭」という考えを肯定する者の割合)	27.0% (R6)	減少させる (R11)	
6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	88 分 (R3)	増加させる (R11)	

基本目標Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる環境づくり

項目	現状値 (年度)	目標値 (年度)
県男女共同参画相談センターの認知度	23.5% (R6)	50% (R11)
DV被害について、どこ(だれ)にも相談していない割合	64.8% (R6)	30%以下 (R11)
女性相談支援員を設置している市町数	10 市 (R7)	19 市町 (R12)
「こども食堂」箇所数	202 箇所 (R6)	230 箇所 (R11)
健康寿命 (日常生活に制限のない期間の平均)	男性 72.01 女性 76.43 (R4)	延伸させる (R12)

山口県環境生活部
男女共同参画課

〒753-8501 山口市滝町1-1
TEL 083-933-2630 FAX 083-933-2639
E-mail a12800@pref.yamaguchi.lg.jp



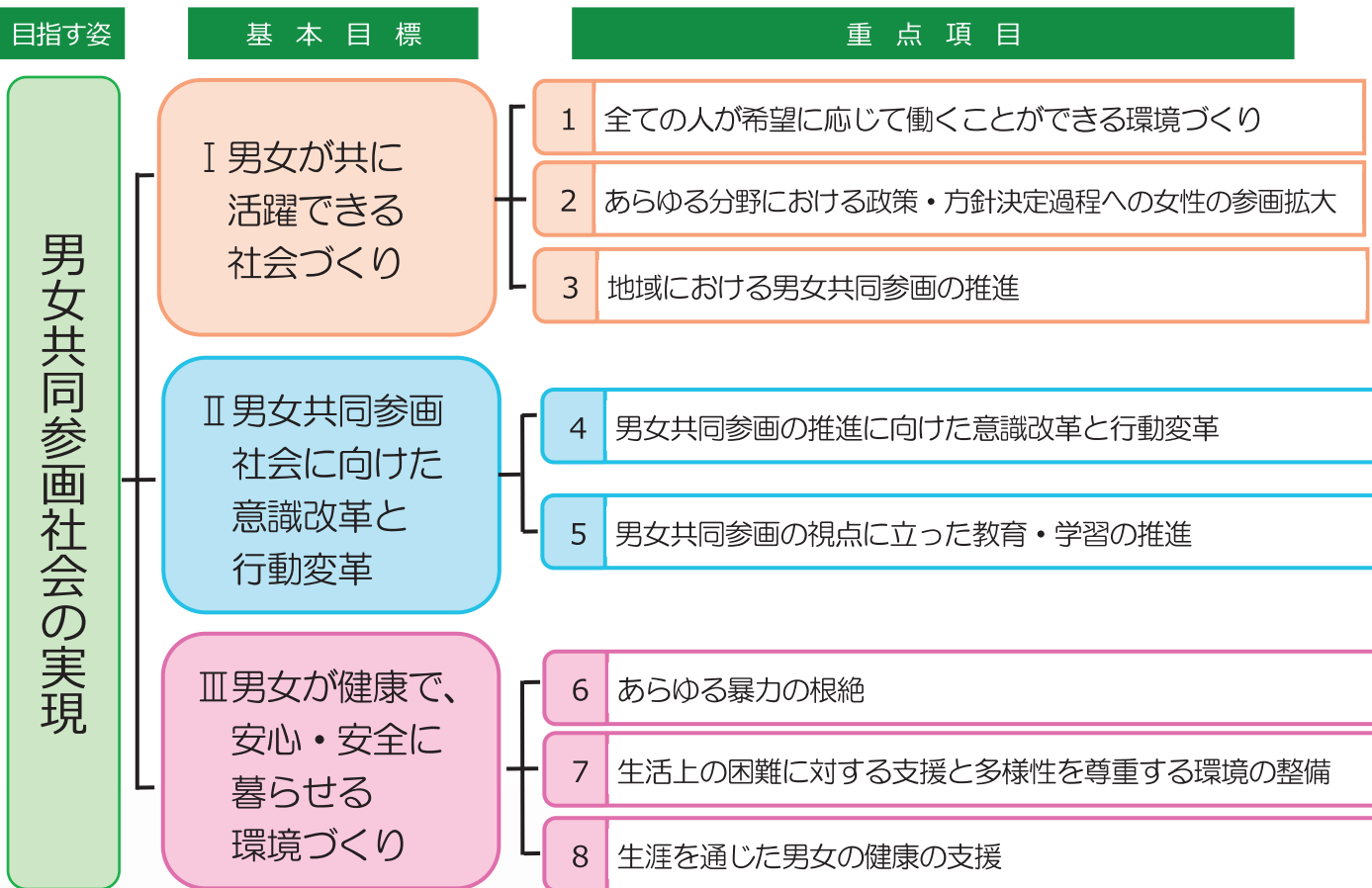
計画の構成

山口県男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、また、国の「第6次男女共同参画基本計画」、県の「やまぐち未来維新プラン」等を踏まえながら、目指すべき方向の大きな柱とするよう、「3つの基本目標」及び「8の重点項目」の体系により、「施策の基本方向（基本目標）」及び「取り組むべき課題（重点項目）」を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めていきます。

山口県男女共同参画推進条例の基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③施策等の立案及び決定への共同参画の推進
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立の推進
- ⑤生殖に関する自己決定の尊重及び健康への配慮
- ⑥国際社会の動向の勘案

計画の体系



配偶者等からの暴力（DV）や性犯罪・性暴力、ストーカー行為、職場における各種ハラスメント等のあらゆる暴力の根絶のための取組を進めるとともに、地域社会を取り巻く環境が変化の中で、多様かつ複合的な困難を抱える人々に対して、安全に安心して暮らせるよう、生活や就業に対する支援を推進します。

また、人生100年時代の安心の基盤である生涯にわたる健康の実現に向けて、心身及びその健康に関する正しい知識と情報を入手し、主体的に行動し、健康を享受できるよう支援します。

重点項目6 あらゆる暴力の根絶

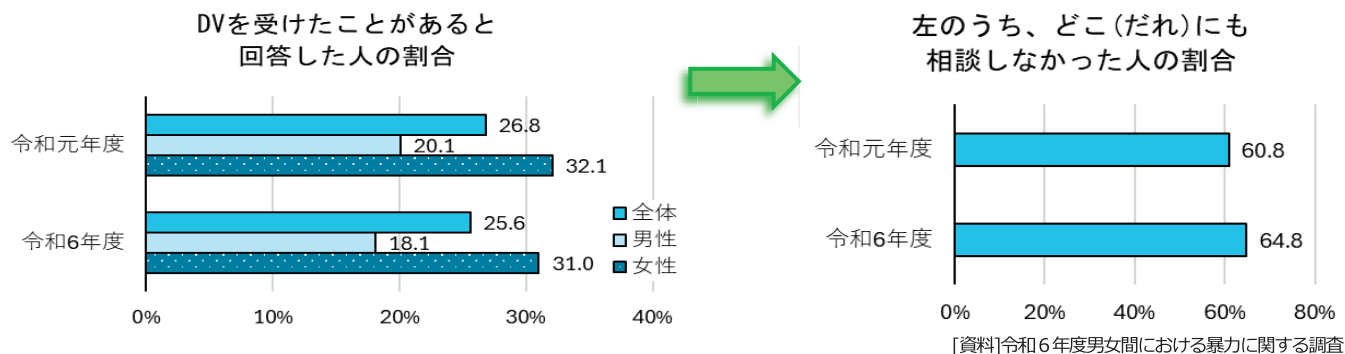
- あらゆる暴力を根絶するための基盤づくり
- DV対策の推進
- 性犯罪・性暴力対策の推進及び被害者支援
- ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等への対策の推進

重点項目7 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

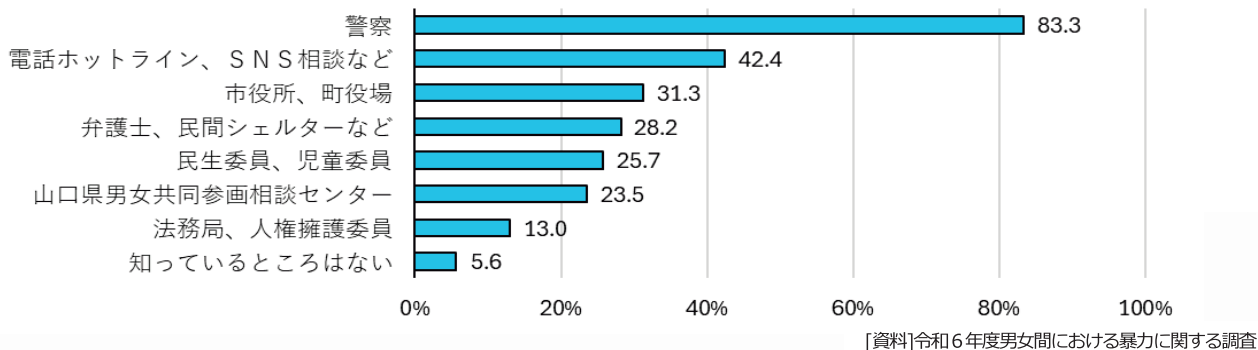
- 困難な問題を抱える女性等への支援
- ひとり親家庭等に対する支援
- 高齢者や障害者など多様な人々が安心して暮らせる環境の整備

重点項目8 生涯を通じた男女の健康の支援

- 生涯を通じた健康づくりの推進
- 妊娠・出産・産後ケア等に関する健康支援
- 心身の健康をおびやかす問題についての対策の推進



相談窓口の認知度



男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し多様な生き方を選択することができる社会です。

家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる分野・世代において、男女共同参画について認識を深めるための取組を進め、意識の改革を推進し、行動の変革につなげていきます。

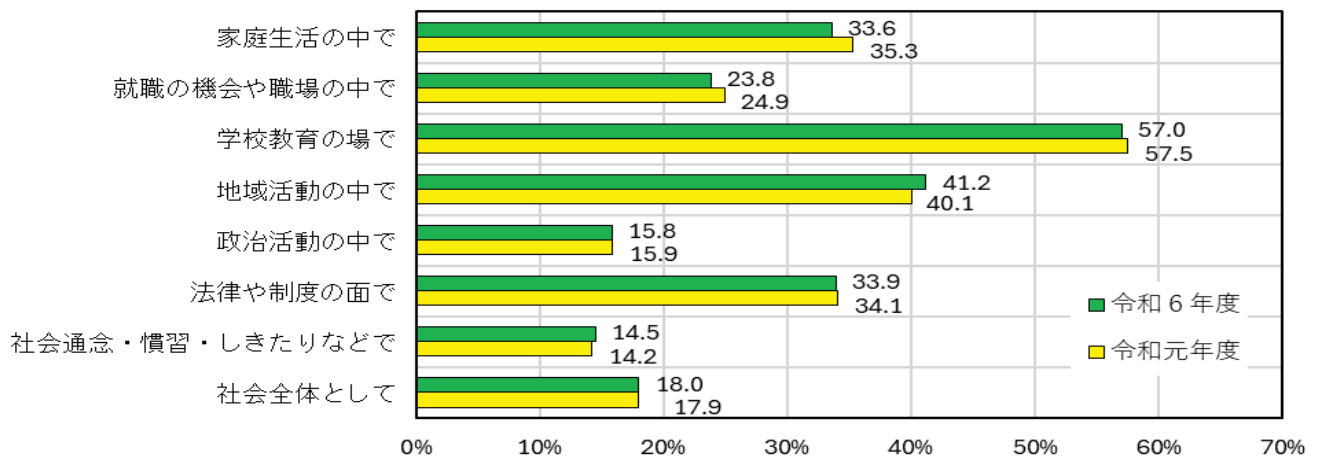
重点項目4 男女共同参画の推進に向けた意識改革と行動変革

- 県民意識の醸成に向けた取組の推進
- 人権を尊重した取組の推進
- 家庭における男女共同参画の推進

重点項目5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

- 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の推進
- 国際交流・国際協力を通じた男女共同参画の推進

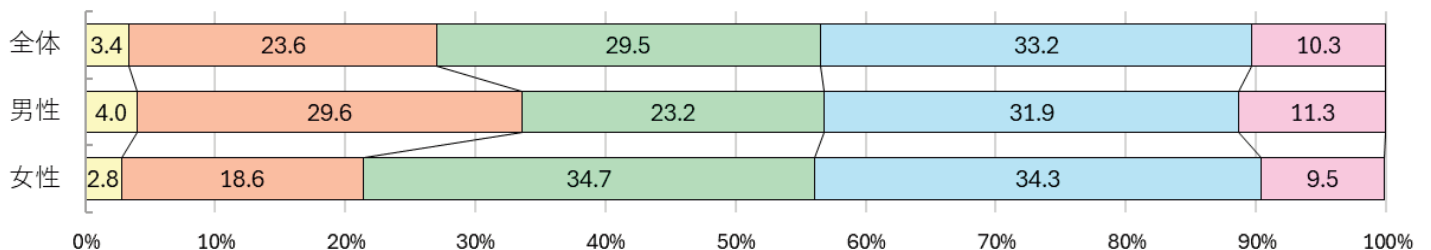
男女の地位の平等感（平等と感じる人の割合）



[資料]令和6年度男女共同参画に関する県民意識調査

「男は仕事、女は家庭」という考え方（固定的な性別役割分担意識）について

□ 賛成 □ どちらかといえば賛成 □ どちらかといえば反対 □ 反対 □ わからない



[資料]令和6年度男女共同参画に関する県民意識調査



計画の内容

基本目標 I

男女が共に活躍できる社会づくり

女性も男性も、仕事と家庭、地域活動を両立し活躍するために、長時間労働の縮減や多様で柔軟な働き方の促進、ニーズに応じた子育て支援策や介護サービスの充実、地域活動への参画などを促進していきます。

また、ポジティブ・アクションの促進による、男女間格差の改善や女性の能力発揮を促進するための支援などにより、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大の取組を進めていきます。

重点項目 1 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり

- ワーク・ライフ・バランスに向けた就業環境の整備
- 多様な選択を可能とする子育てや介護の支援
- 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 多様で柔軟な働き方の導入促進と就業機会の創出

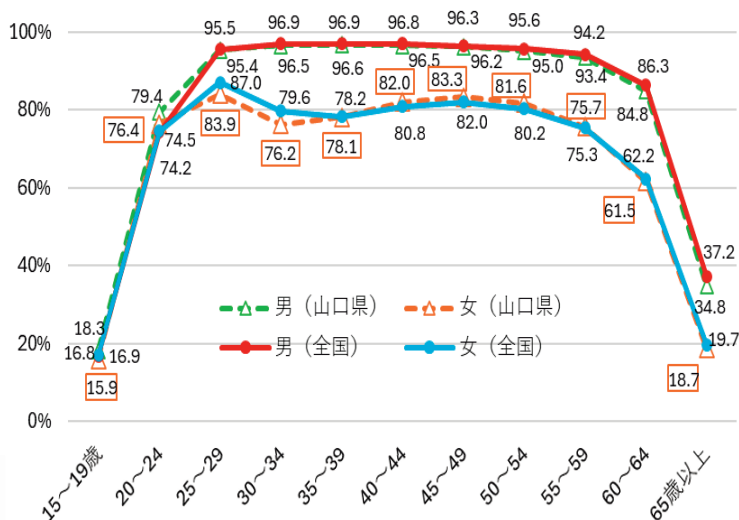
重点項目 2 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 事業者等における女性の参画拡大
- 行政等における女性の参画拡大
- 様々な分野における女性の参画拡大

重点項目 3 地域における男女共同参画の推進

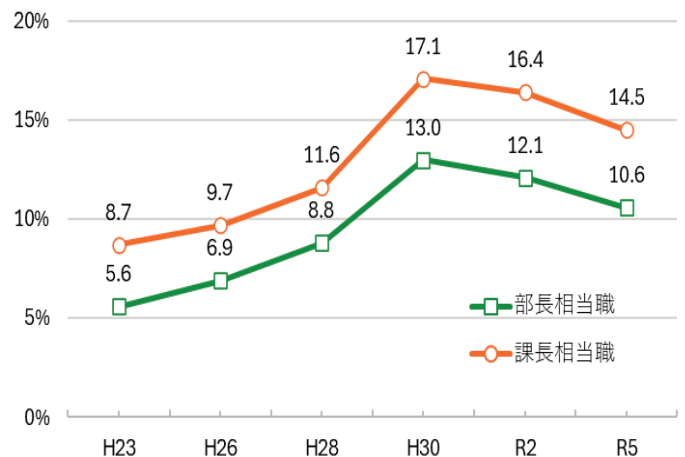
- 地域活動における男女共同参画の推進
- 農山漁村における男女共同参画の推進
- 防災における男女共同参画の推進

年齢階級別労働力率



[資料]令和2年国勢調査

事業所の管理職に占める女性の割合



[資料]県雇用管理実態調査及び県働き方改革推進実態調査

